

情報公表項目

①女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供

・男女の賃金の差異 対象期間：令和4年度（令和4年4月1日～令和5年3月31日）

区分	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)
全労働者	81%
正規雇用労働者	83.8%
非正規雇用労働者	92.1%

※非正規雇用労働者：パートタイム労働者及び有期雇用労働者

※パートタイム労働者については常勤換算を用いて算出した人員数を基に平均年間賃金を算出